

## 横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱

制定 平成29年12月12日（こ障福第1798号局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、中学・高校生年代（以下「学齢後期」という。）の発達障害又はその疑いのある児童若しくは横浜市長が本事業において必要と認める障害児（以下「発達障害児等」という。）が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるよう、学齢後期の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援事業（以下「学齢後期障害児支援事業」という。）を行うために必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する満18歳に満たないものをいう。
- (2) 「発達障害」とは、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

### （実施）

第3条 本事業の実施主体は横浜市とする。

- 2 本事業の実施にあたっては、横浜市は法人への委託により行う。
- 3 本事業は次のとおりとする。
  - (1) 医療型学齢後期障害児支援事業
  - (2) 福祉型学齢後期障害児支援事業

### （対象者）

第4条 本事業の対象者は、学齢後期にある発達障害児等及びその家族等とする。ただし、学齢後期前後の移行支援が必要な場合には、その接続期の発達障害児等及びその家族等も対象とする。

### （業務内容）

第5条 受託法人は、次の業務を行う。

- (1) 医療型学齢後期障害児支援事業実施機関
  - ア 発達障害児等に対する診察・診療
  - イ 発達障害児等及びその家族等に対する相談支援
  - ウ 発達障害児等の心理的評価及び発達障害児等及びその家族等に対する発達支援
  - エ 学校等関係機関との連絡調整及び発達障害に関する技術支援
  - オ 発達障害児等及びその家族等を対象とした勉強会、グループ活動等の実施
  - カ 学校等関係機関への研修会の実施
  - キ その他事業目的の達成に必要な業務
  - ク 横浜市障害者相談支援事業要綱第4条第2項に定める二次相談支援機関としての業務
- (2) 福祉型学齢後期障害児支援事業実施機関
  - ア 発達障害児等及びその家族等に対する相談支援

- イ 発達障害児等の心理的評価及び発達障害児等及びその家族等に対する発達支援
- ウ 学校等関係機関との連絡調整及び発達障害に関する技術支援
- エ 発達障害児等及びその家族等を対象とした勉強会、グループ活動等の実施
- オ 学校等関係機関への研修会の実施
- カ その他事業目的の達成に必要な業務
- キ 横浜市障害者相談支援事業要綱第4条第2項に定める二次相談支援機関としての業務

(職員等)

第6条 受託法人は、次の職種の職員を配置する。なお、職員の数人は、次の職員数を基本とするが、前条の業務内容を適切に行えると横浜市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 医療型学齢後期障害児支援事業実施機関

ア 医師 1人

イ 看護師 1人

ウ 相談支援を担当する職員 次のいずれかに該当する者 3人

(ア) 社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）、精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に定める精神保健福祉士をいう。以下同じ。）又は社会福祉主事（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉主事をいう。以下同じ。）であって、発達障害児等の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者

(イ) (ア)と同等と横浜市が認める者

エ 発達支援を担当する職員 次のいずれかに該当する者 1人

(ア) 発達障害児等の心理的評価及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者

(イ) (ア)と同等と横浜市が認める者

(2) 福祉型学齢後期障害児支援事業実施機関

ア 相談支援を担当する職員 次のいずれかに該当する者 2人

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事であって、発達障害児等の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者

(イ) (ア)と同等と横浜市が認める者

イ 発達支援を担当する職員 次のいずれかに該当する者 2人

(ア) 発達障害児等の心理的評価及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者

(イ) (ア)と同等と横浜市が認める者

2 受託法人は、所長を1人定めて配置する。なお、所長は、前項の職員と兼務できるものとする。

(職員等の責務)

第7条 受託法人の職員は、次の各号を遵守し、事業を実施しなければならない。

(1) 職務を遂行するにあたり、発達障害児等及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 職員は、事業所の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めること。

2 受託法人は、職員であった者が、正当な理由なく業務上・職務上知り得た発達障害児

等及びその家族等の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じなければならない。

(設備)

第8条 受託法人は、次の設備を設けるとともに、プライバシーの保護への留意及び保健衛生の確保に努めるものとする。なお、設備は支障のない範囲内において兼用することができる。

(1) 医療型学齢後期障害児支援事業実施機関

- ア 診察・診療に必要な診療室
- イ 相談支援に必要な相談室
- ウ 心理的評価に必要な諸室
- エ 事務室
- オ その他事業実施に必要な諸室

(2) 福祉型学齢後期障害児支援事業実施機関

- ア 相談支援に必要な相談室
- イ 心理的評価に必要な諸室
- ウ 事務室
- エ その他事業実施に必要な諸室

(関係機関との連携)

第9条 受託法人は、発達障害児等及びその家族等に対し、福祉、保健、医療、教育及び就労等各分野の支援が総合的に提供されるよう、福祉保健センター、児童相談所、横浜市発達障害者支援センター及び横浜市障害者相談支援事業要綱に掲げる関係機関等と密接な連携を図るものとする。

(苦情解決等)

第10条 受託法人は、提供した相談支援等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託法人は、第4条の対象者からの苦情に関する横浜市等が行う調査に協力するとともに、横浜市等からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。
- 3 相談支援等の実施にあたっては、本人や家族にその内容を十分に説明し、同意を得る等、その権利擁護に配慮しなければならない。

(実施状況の報告等)

第11条 受託法人は、事業の実施状況を四半期ごとに市長に報告しなければならない。

また、本事業に関して横浜市から、文書又はその他の物件の提出、提示若しくは照会があった場合は速やかに応じなければならない。

(再委託の禁止)

第12条 本要綱に定める事業の実施については、再委託は認めない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。